|  |  |
| --- | --- |
|  | (参考様式) |
|  | **LCCM住宅整備推進事業補助金共同事業実施規約** |
|  | **（プロジェクト名）** |
| 甲：建築主 | |
| 乙：申請者 | |
| （補助金交付への協力） | |
| 第１条 | 甲と乙は、本規約によって建築する建物（以下「本建物」という）が、国土交通省（以下「所轄官庁」という）所轄のLCCM住宅整備推進事業補助金（以下「本補助金」という）の交付要件を満たすことを前提に設計された建物であり、本補助金の交付を受けるための所要の手続を、両者協力して共同で行うことを確認する。 |
| （実績中間報告または完了実績報告書） | |
| 第２条  2．  3．  4．  5．  6．  7． | 甲と乙は、本規約締結後、本建物に関する実績報告（以下「本報告」という）を共同して行う。  本補助金の申請から受領に要する諸手続については、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。なお、本補助金の受領に必要な書類（支払い実績を証明する書類を含む）は甲及び乙が協力して整理し、補助金受領後は乙が代表して管理する。  甲と乙は、過去３カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還に該当する事案がないことを確認する。  甲と乙は、関係会社等からの調達の有無について確認し、関係会社等から調達を行う場合は、3者以上からの見積り結果を提出することを確認する。  甲と乙は、暴力団及び暴力団員でないこと、及び暴力団または暴力団員との不適切な関係がないことを確認する。  甲と乙は、前項の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された補助金を返還することについて、甲乙とも一切の意義を申し立てないことを確認する。  甲と乙は、前項の交付決定の取り消しに該当した場合には、本申請に係る個人情報について他府省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人または申請者名・補助金名・交付決定 額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供されることがあることを確認する。 |
| （補助金受領後の精算方法） | |
| 第３条 | 本報告がLCCM住宅推進事業実施支援室（以下「支援室」）により承認された後、乙は補助金受領後、甲に対し当該補助金相当額を支払う。 |
| （不承認の場合） | |
| 第４条 | 本報告にもかかわらず本補助金の不交付が確定した場合には、甲及び乙によって誠実に協議するものとする。 |
| （エネルギー使用量報告等への協力） | |
| 第５条  2． | 甲と乙は、補助事業完了後、令和●年●月からの３年間について、両者協力して所定のエネルギー使用量の実績値についての報告を共同で行うことを確認する。なお、エネルギー使用量の報告は、乙が甲から報告に必要な情報を入手し、乙が代表して行うものとする。  甲と乙は、本補助金の趣旨を踏まえ、普及啓発のために求められるシンポジウムの参画、事後のアンケートやヒアリングなどに共同で協力する。 |
| （取得財産の管理等について） | |
| 第６条 | 甲は、本補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、本補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、本補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を行うことを確認する。また、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、10 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令において耐用年数が10年未満のものにあってはその耐用年数の間）以内に大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、または取壊しすることができないことを確認する。 |
|  | 令和　年 月 日 |
|  | 甲：住所、署名および捺印 |
|  | 乙：住所、署名および捺印 |